

今回のテーマは、平成31年度税制改正です。本改正は個人を対象とした課税に重点を置いた改正になっているため、今回はそれらを中心にご説明いたします。

紹介項目一覧

- 資産課税（相続税関係）
 1. 配偶者居住権の評価
 2. 特別寄与料の取扱い
 3. 個人事業者の事業承継税制（新設）
 4. 小規模宅地等特例の見直し
- 消費課税
 5. 自動車税ほかの見直し
- 個人所得課税
 6. ふるさと納税制度の見直し
 7. 森林環境税の創設
 8. 住宅ローン控除の拡充
- 法人課税
 9. 研究開発税制の見直し

偶者のその自宅への居住を保証する権利です（第34号参照）。

居住権を設定（登記）する場合、建物及び敷地の価額は居住権部分（配偶者が取得）と所有権部分（他の相続人が取得）の二つに分かれ、居住権部分は、建物又は敷地の価額全体からそれぞれ所有権部分を差し引いて計算されます。

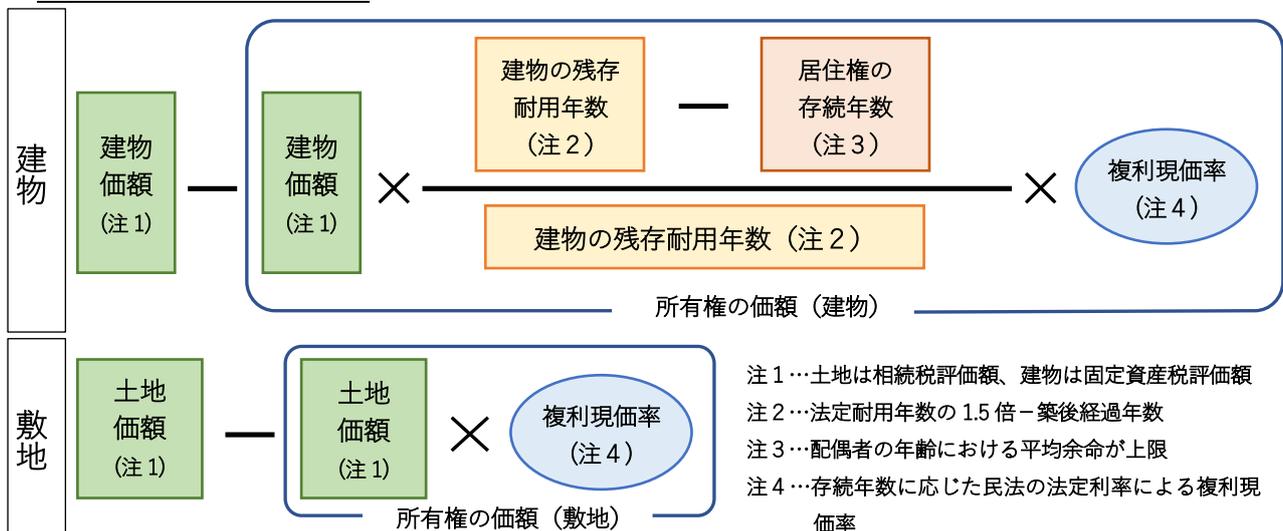
建物と敷地それぞれについて、価額全体のうち建物の残存耐用年数や配偶者の年齢などを加味した割合を用いて所有権部分の価額を計算し、残りの部分が居住権部分の価額となります（下図参照）。

なお、建物は築年数が経過しているほど、居住権の占める割合が大きくなります。敷地については配偶者の年齢が65歳で土地の価額の約半分、75歳

1. 配偶者居住権の評価

配偶者居住権（以下「居住権」）とは、被相続人の配偶者が、相続等により自宅を取得しない場合でも、相続後の配

配偶者居住権の評価 ……価額全体から「所有権部分」を差し引いて算定



で約 35%の割合が居住権の価額になります。

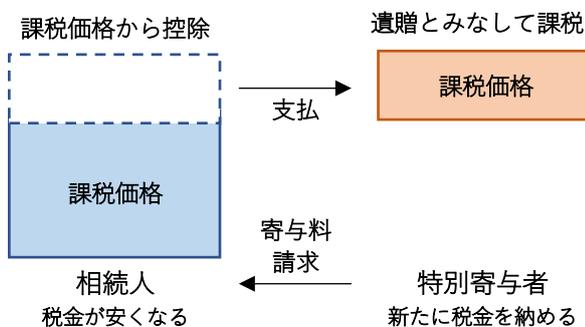
居住権の設定は任意ですが、相続税の計算上、配偶者の取得分については税額を軽減する仕組みがあるため、設定をすることで相続人全体での相続税の負担が減るケースが考えられます。

2. 特別寄与料の取扱い

被相続人の息子の妻など、相続人でない親族が被相続人の療養看護等は無償で行った場合に、その者が相続人に対して請求することができる金銭を特別寄与料といいます。特別寄与料は被相続人から遺贈により取得したものとみなされ、相続税が課税されます。

この場合、相続人が支払った金銭はその相続人の相続税の課税価格から控除されます。

特別寄与料の支払いがあった場合



〔参考〕民法改正（相続関係）の施行日一覧

施行日	改正内容	
2019年1月13日	遺言	自筆証書遺言の方式緩和（財産目録をパソコン等で作成可）
2019年7月1日	遺言	遺言執行者の権限の明確化
	遺産分割	持戻し免除の意思表示の推定規定、預貯金仮払い制度等の創設
	遺留分	遺留分侵害額に相当する金銭債権への変更
2019年7月1日	特別寄与	相続人以外の者の貢献を考慮する 特別寄与料制度 の創設
	居住権	配偶者居住権・配偶者短期居住権 の創設
2020年4月1日	居住権	配偶者居住権・配偶者短期居住権 の創設
2020年7月10日	遺言	法務局で自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度の創設
2022年4月1日	成年年齢	成年年齢を18歳に引き下げる
		※成年を要件とする相続税法等の規定の年齢も同時に変更

3. 個人事業者の事業承継税制（新設）

法人版に続いて個人事業者についても、事業承継を促進するための相続税・贈与税の納税猶予制度が10年間限定で実施されます。

不動産貸付業を除き、医師や、弁護士等の自営業者など幅広い業種が対象となり、事業用の土地、建物・機械などの減価償却資産に係る相続税・贈与税の納税を猶予し、一定の条件で全額免除を受けることができます。制度の要点は次頁上部をご参照ください。

4. 小規模宅地等特例の見直し

小規模宅地等特例のうち特定事業用宅地等について、節税目的の駆け込み的な適用を防止するための措置が講じられました。

「相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等」が特定事業用宅地等の範囲から除かれ、減額を受けることができなくなります。

ただし、その宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、その宅地等の相続時の価額の15%以上である場合は、従来通り減額の対象とすることができます。

また、2019年3月31日以前の相続の場合、この措置の対象とはなりません。

個人事業者の事業承継税制の要点（相続の場合）

※贈与の場合、受贈者が20歳以上、同種の事業に贈与前3年以上継続して従事することなど贈与の場合特有の要件がありますが、基本的には相続と同様の内容となります。

対象者	認定相続人 …承継計画*に記載された後継者で経営承継円滑化法の認定を受けた者
対象資産	特定事業用資産 …先代経営者の事業用（不動産貸付業等を除く）の以下の資産で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの ・土地（面積400㎡まで）※小規模宅地特例（特定事業用）と選択適用 ・建物（床面積800㎡まで） ・固定資産税、自動車税等の対象となる減価償却資産など一定のもの
主な適用要件	<ul style="list-style-type: none"> 承継計画の提出（2019年4月1日～2024年3月31日までの5年間） 認定申請書の提出（相続開始翌日から8か月以内/贈与日の翌年1月15日まで） 相続又は遺贈により当該事業に係る特定事業用資産の全てを取得 担保の提供 相続税の申告期限から3年毎に、税務署長に継続届出書を提出
全額免除の条件	<ul style="list-style-type: none"> 認定相続人が、その死亡の時まで、特定事業用資産を保有し、事業を継続した場合 相続税の申告期限から5年経過後に、次の後継者へ特定事業用資産を贈与し、その後継者がその特定事業用資産について贈与税の納税猶予制度の適用を受ける場合 その他一定の場合
適用期間	2019年1月1日～2028年12月31日までの間（10年間）の相続・遺贈

* 承継計画……個人事業承継計画 認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された、特定事業用資産の承継前後の経営見通し等を記載した計画

5. 自動車税ほかの見直し

消費税率の引き上げによる需要変動を抑える観点から、自動車に関する課税の抜本的見直しが行われます。

＜自動車税＞※軽自動車は対象外

消費税率引き上げ後に新車新規登録を受けた自家用乗用車（全ての排気量区分）について、小型車を中心に最大15%程度の恒久的な減税が行われます。

税率区分	減税額
660cc超 1,000cc以下	△4,500円
1,000cc超 1,500cc以下	△4,000円
1,500cc超 2,000cc以下	△3,500円
2,000cc超 2,500cc以下	△1,500円
2,500cc超	△1,000円

＜自動車取得税＞

消費税率引上げ時に廃止されます。

＜その他＞

エコカー減税、自動車税等の環境性能割・グリーン化特例についても、消費税率引き上げに伴う措置や、対象や税率等の一部見直しがされています。

6. ふるさと納税制度の見直し

2019年6月1日より、ふるさと納税の対象となる寄付先の地方自治体が見直され、①返礼割合が3割以下、②返礼品が地場産品である自治体のみに対象が限定されました。

＜除外された自治体＞

静岡県小山町、大阪府泉佐野市、和歌山県高野町、佐賀県みやき町

※5月までの寄付は制度の対象

7. 森林環境税（仮称）の創設

実質的に個人住民税が増税されます。2024年度より、個人住民税に加えて年額 1,000 円の森林環境税が課されます。

8. 住宅ローン控除の拡充

消費税率 10%が適用される期間の住宅の購入などについて、既存の住宅ローン控除の控除期間を 3 年延長し、消費税引き上げ分に相当する金額を追加で控除できます。

入居後 10 年間の既存制度と同様の控除に加え、11 年目から 13 年目において、増税分にあたる建物購入価額（税抜）の 2%を 3 年間に分けて控除することができます（下図）。

この制度は、2019 年 10 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの間に住み始めた場合に適用できます。

9. 研究開発税制の見直し

研究開発の質の向上、積極的な開発投資の促進の観点から、控除率などの見直しが行われます。

<高水準型>

制度簡素化のため廃止し、総額型に統合されます。

<オープンイノベーション型>

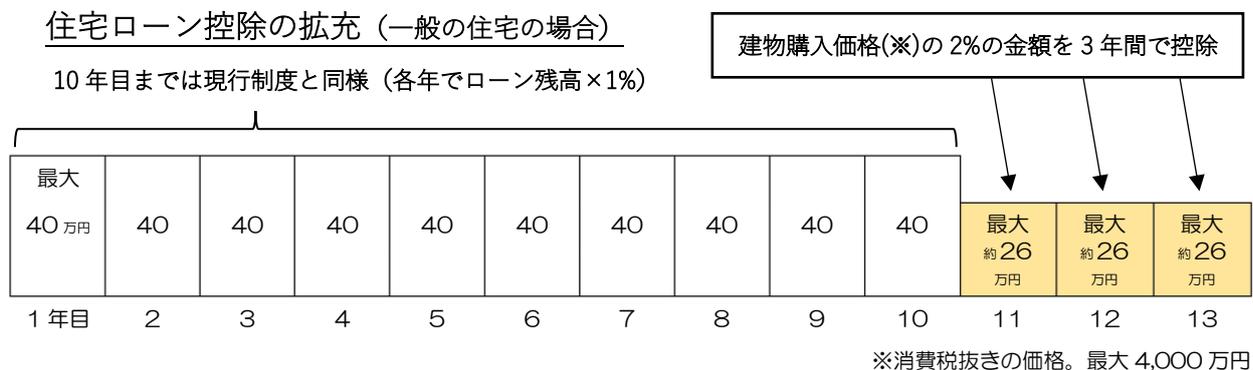
対象となる試験研究や費用の範囲が拡大されると同時に、控除税額の上限が引き上げられました。対象範囲には研究開発型ベンチャーなどに対する一定の委託研究が加えられ、その控除率は 20%（一定のものは 25%）とされました。控除税額の上限は法人税額の 10%へ引上げられました（改正前：5%）。

<総額型>

控除率の見直しがされ、試験研究費の増加に伴う控除率の増加が大きくなっています。ただし、増加率がマイナス（試験研究費が減少）の場合は改正前より税額控除率が低くなるように変更されました。

また、控除率及び控除上限の上乗せの措置が 2 年間延長され、2021 年 3 月までとなりました。

高水準型の統合に伴い、高水準型の対象であった企業については、控除率が最大で 10%割増しされます。



協和監査法人	税理士法人 協和会計事務所
金融商品取引法、会社法、学校法人、公益法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査などの企業経営に関するビジネスアドバイザーサービスを提供します。	税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。

その他の詳細・個別の具体的な相談については各担当者にお問い合わせください。